

こども支援委員会（仮称） （救済機関）のあり方について

令和 7 年 3 月 2 7 日

富山県厚生部こども家庭室

1 調整権限の付与

(1) 課題等

- ・ こどもに関する問題が起きたときには、こどもと周りの大人や大人同士の意思疎通が難しくなっていることが少なくないことから、関係者の間に入って相互理解を目指す必要があるが、そうした権限に関する規定が現時点の条例素案にはない。
- ・ こども総合サポートプラザや児童相談所等の県相談機関、市町村、教育委員会及び学校、民間の支援団体と連携して対応する必要があるが、それぞれの役割分担が明確でない。

(2) 対応に向けた考え方

- ・ 委員会は、こどもとその保護者及び関係者の間に入って相互理解を目指すこと（調整）により事案の解決を図る。
- ・ 相談機関等で解決が見込めない事案を委員会の対象にすることで事案解決の実効性を高める。

〈参考〉現時点の条例素案

第19条

2 権利侵害を受けた、若しくは受けているこども又は当該こどもの保護者は、委員会に対し、その救済を申し出ることができます。 2

2 こども支援委員会（仮称）の意思表示について

（１）課題等

- ・ 知事又は県教委に監督権限がない事案（習い事の場合や県立学校以外の学校の事案）について知事又は県教委に対して意思表示しても実効性を確保できない。

（２）対応に向けた考え方

- ・ 委員会の意思表示を実効性のあるものにするため、委員会が意思表示するのは、県機関が監督権限を有する事案に限ってはどうか。

〈参考〉現時点の条例素案

第19条

6 委員会は、第3項又は第4項の規定により権利侵害に関する事案について調査審議した結果必要があると認めるときは、知事又は教育委員会に対し、次に掲げる事項について勧告することができます。

- ① 権利侵害が行われないようにするため必要な措置を講ずること。
- ② 県の機関以外の関係者に対し前号の措置を講ずるよう要望その他の行為を行うこと。